



島根県報

平成18年3月31日(金)
号外第56号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

県政情報センター等設置運営要綱の一部改正

(総務課)

告 示

島根県告示第456号

県政情報センター等設置運営要綱(平成6年島根県告示第716号)の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第2項の表松江地区県政情報コーナーの項中「松江総務事務所」を「東部県民センター」に改め、同表木次地区県政情報コーナーの項中「木次地区県政情報コーナー」を「雲南地区県政情報コーナー」に、「木次総務事務所」を「東部県民センター雲南事務所」に改め、同表出雲地区県政情報コーナーの項中「出雲総務事務所」を「東部県民センター出雲事務所」に改め、同表川本地区県政情報コーナーの項中「川本地区県政情報コーナー」を「県央地区県政情報コーナー」に、「邑智郡川本町」を「大田市」に改め、同表浜田地区県政情報コーナーの項中「川本総務事務所内」を「西部県民センター県央事務所内」に改め、同表浜田地区県政情報コーナーの項中「浜田総務事務所」を「西部県民センター」に改め、同表益田地区県政情報コーナーの項中「益田総務事務所」を「西部県民センター益田事務所」に改める。

第3条第1項を次のように改める。

次の表の左欄に掲げる県政情報センター等は、それぞれ同表の右欄に掲げる管理者が管理する。

県政情報センター等	管 理 者
県政情報センター	総務部総務課長
松江地区県政情報コーナー	東部県民センター所長
雲南地区県政情報コーナー	東部県民センター雲南事務所長
出雲地区県政情報コーナー	東部県民センター出雲事務所長
県央地区県政情報コーナー	西部県民センター県央事務所長
浜田地区県政情報コーナー	西部県民センター所長
益田地区県政情報コーナー	西部県民センター益田事務所長
隠岐地区県政情報コーナー	隠岐支庁長

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

